

監 第 2 2 7 号

令和 4 年 6 月 6 日

一般社団法人岡山県建設業協会

会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部長

岡山県版「建設業許可の手引」の改正について（通知）

本県の建設業行政につきましては、平素から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和 4 年 5 月 31 日付で岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準を改正したこと等に伴い、本県の「建設業許可の手引」を改正しましたので、お知らせします。変更点については、別紙「令和 4 年 6 月 6 日改訂版における変更内容」を御確認ください。

なお、手引は印刷配布いたしませんので、内容につきましては、下記の岡山県ホームページで御確認くださいようお願い申し上げます。

記

岡山県ホームページ（手引掲載ページ）

<https://www.pref.okayama.jp/page/418322.html>

令和4年6月6日改訂版における変更内容

○「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正

- ・この基準を令和4年5月31日付で改正したことによる変更

○建設業許可取得のために必要な資格一覧（P159～P160）

- ・資格コード36「登録基幹技能者」について、「登録解体基幹技能者講習」の修了が新たに資格要件として位置付けられたため、解体工事業についても資格を有することとなりました。

- ・一覧表下部記載の注について、次のとおり修正を行いました。

①*5（よりわかりやすい内容とする修正）

修正前 …「2級」取得後1年間（平成16年4月以降の合格の場合には3年）…

修正後 …「2級」取得後3年間（平成15年度以前の合格の場合には1年）…

②*8（記載内容の誤り）

*8（「解体工事業」の専任技術者になることができる「とび・土工」の資格を平成28年6月1日以降に取得していることが必要です。）
を削除

③*9及び*10（番号の繰り上げ）

*8の削除に伴い、*9及び*10を*8及び*9に繰り上げ